

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、平成28年度予算が成立し、本業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年2月24日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務内容等

- (1) 業務名 平成28年度沖縄防衛局OAネットワーク・システムの運用支援役務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、役務の提供等の「情報処理」でA、B又はCの等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国際規格JISQ27001を取得している者。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181(133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成28年2月24日(水)から平成28年3月10日(木)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成28年3月15日(火) 午後2時30分 沖縄防衛局 4階 講堂2

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

調達要求番号:

仕 様 書			
件 名	平成28年度沖縄防衛局OAネットワーク・システムの運用支援役務	作成年月日	平成28年2月9日
		仕様書番号	
		沖縄防衛局総務部総務課企画係	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、沖縄防衛局OAネットワーク・システム（以下、「局OAシステム」という。）の運用支援役務（以下、「役務」という。）について適用する。

1.2 目的

本役務は、局OAシステムにおいて動作している装置及び各サービスを安定稼働させると共に、システムの保有する性能を常時最大限発揮させることを目的とする。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

a) 引用文書

1) 仕様書等

地方防衛局OAネットワーク・システムの借上（南関東・沖縄）（その2）
（以下、「局OA仕様書」という。）

2) 法令等

情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（防管装第6186号（13.8.10））

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）
（防経装第9246号（21.7.31））

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百号）

b) 関連文書

法令等

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（自衛隊統合達第27号（20.3.25））

防衛庁中央OAネットワーク・システムの接続等に関するガイドライン
（防衛庁行政情報化推進委員会了承 18.3.31）

沖縄防衛局の情報保証に関する達（平成19年沖縄防衛局達第45号）

1.4 一般事項

- a) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分理解した上で、本仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に係る発注者との連絡調整及び受注者が行う業務全般を統括する者を定め、沖縄防衛局総務部総務課に通知するものとする。
- c) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、第三者を従事させる必要がある場合には、情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）に基づき、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。
- d) 本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画等の構想も含む。）における一切の著作権及び所有権は沖縄防衛局に帰属するものとする。
- e) 契約相手方は、本役務の履行に際し、発注者が保有する資料等で貸与を受ける必要がある場合には、沖縄防衛局総務部総務課と調整の上、貸与を受けることができるものとする。
- f) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、発注者の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- g) 契約相手方は、本役務の履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本役務の履行後においても同様とする。
- h) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するものとし、第三者を従事させる場合も同様とする。
なお、業務関係書類とは、業務計画書、成果品等のほか、役務関係者名簿等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。
- i) 契約相手方は、本役務の履行期間開始前において、前年度の役務実施者から本役務の履行に支障がないよう業務内容の引継ぎを受けるものとし、次年度の契約相手方が決まった場合には、必要な業務内容の引継ぎを行うものとする。
- j) 契約相手方は、以下の資格及び実績の保有状況について、支出負担行為担当官補助者の確認を得るものとする。資格については、それを証明する書面（認定証など）の写しを提出すること。資格を保有しない場合は、各資格に準じている事が確認できる資料を提出すること。実績については、案件名、契約期間、契約相手方、役務内容（システム概要及び規模を含む。）及びその他参考となる事項を一覧表にして提出すること。

セキュリティ関連資格

Pマーク（個人情報）

JISQ27001（情報セキュリティ保護）

2. 役務に関する要求

2.1 実施場所、役務期間、役務時間及び人員

a) 実施場所

原則として沖縄防衛局内とし、その他の場所については別途協議するものとする。

b) 役務期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

c) 役務時間

月曜日から金曜日まで（休日、祝祭日及び年末年始休暇を除く。）の1日7時間45分、月155時間を基準とする。ただし、夜間、休日、祝祭日等の役務時

間外における障害発生時や大規模震災発生時等の緊急を要する場合については、その都度協議するものとする。

d) 人員

1人とする。

2.2 役務員等

a) 役務員の要件

本役務を実施する者を役務員と呼び、役務員は以下の事項を満たすこと。

- 1) 局O Aシステムについて、その環境、操作及び運用方法を熟知した上で、作業にあたること。
- 2) 引用文書等に挙げる防衛情報通信基盤（以下「D I I」という。）等のシステム仕様及び関係規則等について理解でき、かつ、運用に必要な知識を有すること。
- 3) 以下に示す能力及び資格を有すること。資格については、それを証明する書面（認定証など）の写し、または資格を保有しない場合は各資格に準じていることが分かる資料を、経験についてはシステム経歴書を提出すること。

システムエンジニア

- ア 局O Aシステムに係るシステム要件を理解できること
- イ Windowsサーバシステムのシステム運用経験が1年以上あること
- ウ システム利用者認証環境運営に関する技術的能力を有すること
- エ 次の資格を有していること

情報処理技術者試験（基本情報技術者、旧第二種情報処理技術者試験）

- 4) 日本国籍を有していること。

b) 役務員の変更の届出

役務員に異動、退職、長期休暇等が生じ、役務員の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって支出負担行為担当官補助者に役務従事者名簿（別紙様式参照。）を提出し、承認を得るものとする。

- c) 契約相手方は、契約後速やかに業務計画書を作成し、支出負担行為担当官補助者に提出して承認を得るものとする。

2.3 役務内容

役務員は、官が貸与する局O Aシステムの役務を実施する上で必要となる資料に基づき、局O Aシステムの仕様及び接続形態並びに他の局O A接続システム（D I Iを含む。）との接続形態を十分に熟知した上で、必要な役務を行う。なお、必要に応じて局O Aシステム契約相手方等と連携して作業を行う。対象器材と役務内容の対応及び契約の細部については表1のとおりとする。

表1

役務内容	サーバ 関係	クライアント 関係	ネットワーク 関係
形態管理	○	○	○
ソフトウェアのカスタマイズ	○	○	
ハードウェア、ソフトウェアの接続又はインストール等		○	○

障害対応（データ復旧含む。）	○	○	○
ヘルプデスク	○	○	○
不正アクセスの確認・調査	○	○	○
ネットワーク運用管理	○	○	○
局O Aシステムの運用管理	○	○	○
ユーザ情報対応	○	○	
ホームページの更新	○		
I Cカード等の登録支援		○	
職員への連絡業務代行	○	○	○
緊急連絡受付	○	○	○
府省共通システムとの接続	○	○	○

a) 形態管理

1) 局O Aシステムについて、電算機借上の契約相手方から提供されるソフトウェア（修正版等）の登録及び設定を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

1. 1) 各装置に搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。
1. 2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局O A接続システム（D I Iを含む。）との接続仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。

2) 局O Aシステムのネットワーク構成（サーバからL 2スイッチまで）について現地調査を行い、現地調査結果に基づきネットワーク構成図を作成する。その際、局O Aネットワーク構成、ネットワーク機器を熟知した上で、調査を行うこと。

b) ソフトウェアのカスタマイズ

局O Aシステムについて、必要に応じ局O Aシステムのソフトウェアのカスタマイズを行う。その際、以下の要件を満たすこと。

- 1) 各装置に搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。
- 2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局O A接続システム（D I Iを含む。）との接続仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。

- c) ハードウェア（MO装置、プリンタ、HUB及びNAS等のデバイス）、ソフトウェアの接続又はインストール等
局OAシステムにおいて、官の提供するハードウェア、ソフトウェアを必要に応じ事前調査及び接続又はインストール等の作業を行う。その際、以下の要件を満たすこと。
- 1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上でハードウェア接続、ソフトウェアインストールを行うこと。
 - 2) 本作業に伴う影響を最小限とするよう、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局OA接続システム（DIIを含む。）との接続仕様を理解し、他機能との関連性、適用順番及び適用時間帯等を検討した上で実施すること。
 - 3) 端末の設定変更作業については、IPアドレス体系を熟知し、変更作業を行うことによりネットワーク機能を有する機器の利用に影響を与えないこと。
- d) 障害対応
局OAシステムの障害 局OAシステムについて、官から障害連絡を受けた際、局OAシステムの障害か使用者の誤操作か、あるいは他の局OA接続システム（DIIを含む。）の障害かを切り分けし、局OAシステムの障害の場合は障害原因を特定する。その際、以下の要件を満たすこと。
- 1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知した上で、障害内容の確認及び切り分け方式の検討並びに切り分けを速やかに行うこと。
 - 2) 切り分け作業を行うため、利用者の端末の遠隔操作を行う際には、あらかじめ官の了解を得た上で実施すること。
 - 3) 局OAシステムの障害の場合には、官の指示に従い、局OAシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害部位を特定すること。他の局OA接続システム（DIIを含む。）の場合には、速やかに官に報告すること。
 - 4) 障害が故障によるものと判明した場合には、局OAシステム契約相手方に対し、速やかに対処を依頼すること。
 - 5) 使用者の誤操作の場合には、後述の「ヘルプデスク」を行うこと。
 - 6) 本作業で実施した内容について、速やかに報告書を提出すること。
- e) ヘルプデスク
局OAシステムの操作、運用についての問い合わせの対応を行う。その際、以下の要件を満たすこととし、エンドユーザの問い合わせに対し速やかに対応すること。
- 1) 各装置のハードウェアの仕様及び搭載されるソフトウェアの操作方法・仕様を熟知し、現状のシステムの形態管理状況及びカスタマイズ状況等を把握した上で行うこと。
 - 2) 局OAシステムの運用（バックアップ運用、ログ運用、夜間処理等）やリソース状況について十分理解した上で行うこと。
- f) 不正アクセス等の調査
局OAシステムについて、官から不正アクセスの有無について調査の指示を受けた場合又はウィルスを検知した場合には、速やかに調査を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

- 1) 局O Aシステムネットワーク構成、ネットワーク機器仕様、局O A接続システム（D I Iを含む。）の接続仕様を熟知した上で調査を行うこと。
 - 2) 不正アクセスが行われていた場合又はウィルスを検知した場合には、速やかに官に報告すること。また、その原因の特定及び対策を講じること。
 - 3) 本作業で実施した内容について、速やかに報告書を提出すること。
- g) ネットワーク運用管理
- 局O Aシステムについて、ネットワーク障害による業務への影響を未然に防ぐため、障害の発生の兆候を随時確認するとともに、稼働状況を定期的に照会する。その際、以下の要件を満たすこと。
- 1) 局O Aシステムネットワーク構成、ネットワーク機器仕様、局O A接続システム（D I Iを含む。）の接続仕様を熟知し、ネットワークの稼働状況を管理すること。
 - 2) 障害の発生の兆候が確認された場合には、速やかに官に報告すること。また、局O Aシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害の原因を特定すること。
 - 3) 障害が故障によるものと判明した場合には、局O Aシステム契約相手方に対し、速やかに対処を依頼すること。
 - 4) 本作業で実施した内容について、速やかに報告書を提出すること。
 - 5) 主な稼働状況の確認は、以下のネットワークを対象とする。
 - 5.1) 局O Aシステムで利用する専用回線
 - 5.2) D I Iとの回線
 - 5.3) ネットワーク機器
- h) 局O Aシステムの運用管理
- 局O Aシステムについて、ハードウェアの動作チェック、イベントログの確認、バックアップシステムの動作確認、バックアップテープの世代管理、バックアップデバイスのクリーニング、サーバのハードディスク容量確認、メール使用量等調査、システム運用スケジュールの変更、セキュリティ情報収集、セキュリティ・ホール対策及びウィルス定義ファイルの更新確認を行う。セキュリティ・ホール対策については、各装置のハード仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。
- 1) ハードウェアの動作チェックについては、定期的に稼働状況を照会し、異常を検知した場合には、速やかに官に報告すること。また、局O Aシステム契約相手方へ速やかに連絡を行い、連携を図りつつ障害の原因を特定すること。但し、c) 項で接続したH U Bは監視対象外とする。
 - 1.1) 障害が故障によるものと判明した場合には、局O Aシステム契約相手方に対し、速やかに対処を依頼すること。
 - 1.2) 本作業で実施した内容について、速やかに報告書を提出すること。
 - 2) C P U、ディスク、メモリ使用率のしきい値超過等、サーバの正常な運転を阻害する事象を発見した場合には、速やかに適切な措置を講じること。
 - 3) 故障時等のデータ亡失に備え、正常にバックアップが行われるようサーバのバックアップシステムの動作確認を行うこと。バックアップ後のバックアップテープについては、正常にバックアップされたことを確認し、世代管理を行うこと。
 - 4) バックアップデバイスについては、定期的にクリーニングを行うこと。

- 5) サーバのハードディスク容量確認については、サーバの仕様を理解した上で、ハードディスク容量に不足がないか定期的に確認し、必要であれば、ハードディスクの最適化を行うこと。
 - 6) メール使用量等調査については、電子メール等で利用している機器の仕様を理解した上で、メールの使用量等を定期的に確認すること。
 - 7) システム運用スケジュールの変更については、システム全体（サーバ、クライアント、ネットワーク機器等）及びシステム運用の仕様並びに局OA接続システム（DIIを含む。）との接続仕様を理解した上で、本作業に伴う他機能との関連性、変更順番及び変更時間帯等を検討し、影響を最小限とすること。
 - 8) セキュリティ・ホール対策及びウィルス定義ファイルの手動更新については、各装置のハード仕様及び搭載されるソフトウェアの仕様を熟知し、事前に動作検証を行った上で作業を行うこと。随時セキュリティ情報の収集に努めること。
- i) ユーザ情報対応

局OAシステムについて、人事異動等に伴うユーザ管理台帳のメンテナンス、ユーザのシステム登録・変更・削除及び端末管理台帳のメンテナンス、端末の設定変更及びネットワークケーブルの追加敷設の作業支援並びにサーバ等の設定変更作業を行う。その際、以下の要件を満たすこと。

 - 1) 搭載されるソフトウェアの仕様及びユーザのシステムの登録・変更・削除機能を熟知した上で作業を実施し、作業終了後、動作確認を行うこと。
 - 2) 全国各地地方防衛局のユーザ情報の統合を行うに当たり、各地方防衛局運用役務と連携を図ること。
 - 3) 人事異動等により変更が生じる都度、ユーザ管理台帳及び端末管理台帳を常に最新版となるようメンテナンスすること。
 - 4) 端末の設定変更作業については、IPアドレス体系を熟知し、変更作業を行うことによりネットワーク機能を有する機器の利用に影響を与えないこと。
 - 5) ネットワークケーブルの追加敷設の作業支援については、ネットワーク構成を熟知し、追加敷設することによるサーバ設定への影響を事前に調査し、設定変更後に動作確認を行うこと。
 - j) ホームページの更新

局OAシステムについて、イントラネットで公開している局内ホームページの更新作業を行う。
 - k) ICカード等の登録支援

局OAシステムについて、ICカードの登録及び可搬記憶媒体の登録を実施する。登録については管理台帳を作成し管理する。
 - l) 職員への連絡業務代行

局OAシステムについて、システムの運用停止及び端末の設定変更等で利用者と作業日程調整等が必要な場合、システム担当者及びシステム担当補助者との調整を代行する。
 - m) 緊急連絡受付

局OAシステムについて、官が緊急と判断した場合、夜間・休日・祝祭日・年末年始についても対応窓口を用意し、受付を実施する。
 - n) 府省共通システムとの接続

府省共通システム（ADAMS II、GIMA等）と局OAシステムの接続につ

いて、検証を実施する。

o) その他

- 1) 役務員が作業を行うにあたり、必要なソフトウェアを局O Aシステムに導入する場合には、あらかじめ当該ソフトウェアの導入に不具合が生じないことを確認した上で、官の許可を得ること
- 2) その他状況の変化等に応じ、適宜適切な処置を講ずること。

p) 報告書の提出

上記役務内容について、下記第3項に掲げる報告及び書類を提出し、官の確認を受ける。

3 提出書類

提出書類は表2による。

表2

書類の名称	必要な項目	提出期限	提出部数	媒体の種別
日々作業内容報告 (日報)	作業内容及び時間、実施者	毎日の作業終了時	1	紙媒体
運用支援実績 (月次)報告書	作業内容、依頼者及び依頼年月日、回答者及び回答年月日、作業時間	翌月の末日まで	1	紙媒体
報告書	発生日時、内容及び原因、処置内容及び実施者、復旧日時	発生の都度速やかに	1	紙媒体
ネットワーク構成図	サーバから各L2スイッチまでのネットワーク構成	6月末まで ※変更があった場合には、4半期毎に改訂版を提出	1	電子媒体及び紙媒体

4. 検査

検査は、第3項により支出負担行為担当官補助者の確認によるものとする。

5. 秘密の保全

契約相手方は、本契約の履行にあたっては、以下の事項について遵守すること。

- a) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）に基づき、適切に管理するものとする。細部については、表3のとおりとする。

表 3

保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
ネットワーク構成	ネットワーク構成
インターフェイス（アドレス、プロトコル等）仕様	IPアドレス
セキュリティ（ファイアウォール等）仕様	ファイアウォール設定値
	セキュリティパッチ適用状況
	管理者パスワード
設置場所等の施設情報（設置部隊及び数量を含む）	端末等機器配置図
個人に関する情報	ユーザ情報

b) 契約相手方は、秘密保全に関する訓令に基づき資料等の取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし、作業で知り得た知識は他に漏らしてはならない。

6. 資料の貸与

以下の資料を貸与する。取扱いについては、十分注意するものとし、原則として官が指定した役務席から持ち出してはならない。また、本資料より知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の履行後においても同様とする。

局OAシステム契約相手方からの指示により仕様に変更等が生じた場合には、随時修正を行い、常に最新の状態にすること。

6.1 局OA仕様書

6.2 局OA運用管理要領

7. その他

7.1 官有設備等の貸与

契約相手方は、官の設備及び器材等の貸与を受けられるほか、必要に応じてその他の官有設備等の貸与を受けられるものとする。

7.2 官側における支援

契約相手方は、この契約の履行にあたって、官側の支援が必要な場合には、官側の支援を得ることができるものとする。

7.3 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び契約約款の条項を遵守すること。

7.4 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律の遵守

本調達物品が、特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）の基準を満たすものであること。

7.5 この仕様書に疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。